

## 主 文

本件抗告を棄却する

## 理 由

抗告人並其の弁護人大庭米三郎の抗告理由は「右抗告申立人ニ對スル戦時逃亡、軍用物損壊、戦時住居侵入、戦時窃盗被告事件ニ付長崎地方裁判所ニ於テ昭和二十二年七月十一日申立人ヲ懲役六年ニ処ストノ決定ヲ為シタルニヨリ申立人ハ右決定ニ對シ福岡高等裁判所ニ抗告シタルトコロ同裁判所ニ於テ昭和二十二年十一月二十四日本抗告ハ之ヲ棄却スルトノ決定ヲ為シ該決定謄本ハ同年十一月三十日送達セラレタリ然レドモ申立人ハ該決定ニ對シ不服ニ付即時抗告申立候抑モ昭和二十年一月廿三日軍法會議ハ戦時中ニシテ當時刑罰法令ノ規定最モ重ク從ツテ刑ノ量定不当ニ過重ナリシガ終戦後ハ戦時中ノ過酷ナル刑罰法令ハ廃止セラレ且世相全ク変化シタルニヨリ申立人ハ昭和二十年一月廿四日ヨリ同二十一年十月九日迄一年八月十七日間熊本及長崎刑務所ニ於テ服従シ右十月九日執行停止トナリテ出獄シタルモノニシテ相當期間服従シ充分改悛致シ居リ候加之ナラズ申立人ハ終戦ノ暁執行停止トナリテ出獄シタルヲ以テ既ニ服役期間終了シタルモノト思ヒ其ノ事情ヲ知ラザル妻A当二十一歳ト婚姻シ目下妊娠中ニシテ家族トシテハ父B妻Aノ三人ノミニテ父ハ七十二歳ノ老齡ニテ病気ノ為殆ント臥床シ居リテ無資産ナルヲ以テ申立人一人ニ於テ扶養シ居ル次第ニシテ申立人が懲役六年ノ重刑ニ処セラルルニ於テハ服役中父ハ餓死シ懷胎中ノ妻トハ離別スルノ外ナキ悲惨ナル事情ニ有之候間敗戦國及憲法改正並ニ叙上ノ各事情御賢察ノ上第一審ノ決定ヲ御検討セラレ寛大ナル輕キ御裁判ヲ求ムル為メ刑事訴訟法第四百六十九条第四号ニヨリ本抗告ニ及ビタル次第ナリ」といふに在る。

然し、裁判所法第七条第二号によれば最高裁判所は日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律第十八条の如く法律が特に最高裁判所に抗告を申

立てることが出来る旨を定めている抗告に付いてのみ裁判権を有するものである（当裁判所昭和二十二年（つ）第七号同年十二月八日決定参照）。然るに本件抗告は前記应急的措置に関する法律第十八条に規定する場合に該当しないばかりでなく他に本件の抗告を最高裁判所に申立てることを特に定めた規定もないから本件抗告は不適法である。

仍つて刑事訴訟法第四百六十六条により主文の如く決定する。

本決定は裁判官全員一致の意見に依るものである。

昭和二十三年二月十七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	塚	崎	直	義
裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎